

有限会社稚内グリーンファクトリー「（仮称）増毛町風力発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年9月21日  
経 済 産 業 省  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）増毛町風力発電事業計画段階環境配慮書」について、有限会社稚内グリーンファクトリーに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道増毛郡増毛町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 最大171,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月26日
環境大臣意見受理	平成29年 9月 7日
経済産業大臣意見	平成29年 9月21日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井  
電話03-3501-1742（直通）

## 有限会社稚内グリーンファクトリー「（仮称）増毛町風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

### 1. 総論

#### （1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### （2）事業計画の見直し

2.（4）及び（5）により、鳥類並びに植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### （3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、事業実施想定区域においては、本事業の風力発電設備等に係る設置工事、試運転又は供用開始（以下「設置工事等」という。）が複数の工期に渡って段階的に行われる可能性があることから、先行した設置工事等により重大な環境影響を把握した場合は、当該影響を可能な限り回避・低減した上で、以降の設置工事等の実施に際して想定される同様の影響を回避・低減するため、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずる等、適切に事業計画に反映させること。

### 2. 各論

#### （1）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には多数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### （2）風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には多数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、増毛町の水道原水の取水河川を含む複数の河川が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等から距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺では、オジロワシ、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、同区域及びその周辺がハクチョウ類及びガン類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

### (5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林等が存在しており、本事業の実施による植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、既存道路、無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

### (6) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、暑寒別岳、暑寒別岳スキー場をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が存在しており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、暑寒沢野営場及び暑寒別岳スキー場等が存在しており、工事中及び供用時の騒音、風車の影及び景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえて、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又

は管理者及び利用者等からの意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。